

浄化槽の維持管理について

作成：東根市生活環境課

保守点検・清掃

- ◆保守点検……機器の点検、消毒剤の補充など(年3~4回)
- ◆清 掃……浄化槽内部の洗浄、汚泥の汲み取りなど(年1回)

浄化槽の機能を正常に保つために必要なメンテナンスです。

クルマでいう「定期点検(法定点検)」にあたります。

- ・必要な回数は、浄化槽の種類などによって異なりますが、どちらも浄化槽の持ち主の義務とされています。(浄化槽法第10条)
- ・専門業者さんと委託契約を結んでいる方が多いです。
- ・なお、清掃/保守点検を受けたという記録は、3年間の保管義務があります。(浄化槽法施行規則 第5条第8項)



法定検査

- ◆7条検査 ……浄化槽設置後の初回のみ
- ◆11条検査……毎年1回

浄化槽の使用状況、放流水の水質(pH、BOD、SV など)、清掃・保守点検の記録がきちんと保管されているか、などを検査します。

クルマでいう「車検」にあたります。

- ・名前のとおり、浄化槽の持ち主の義務として法的に定められています。
- ・県の指定を受けた検査機関が行います。(東根市内は、「山形県水質保全協会」の担当エリア)
- ・法定検査の結果、“不適正”の判定を受けてしまった場合は、保守点検/清掃の業者さんと相談のうえ、浄化槽の改善に取り組む必要があります。



★ 保守点検・清掃・法定検査は、3つ全て行うことで浄化槽の機能が適正に保たれます。1つをすれば他はしなくてよい、というものではありません。

(「定期点検をしていれば車検はいらない!」とはならないのと同じです)

★ 大切な水環境を守り、次の世代に残すため、浄化槽の適正管理にご協力をお願いいたします。

- ◆保守点検や清掃を適正に行わなかった!
- ◆法定検査を拒否した!
- ◆法定検査で不適正判定を受けたが無視した!



市や県から指導/勧告。
それでも改善されなければ、
使用停止命令や罰金の場合も!

※ 市から補助金を受けていた場合は、補助金を全額返還していただく場合があります。

- ・浄化槽に関する届出 → 東根市生活環境課 生活環境係 TEL:0237-42-1111
- ・法定検査について → 山形県水質保全協会 TEL:0237-48-2469